貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ノースジャパン北海道（法人番号５４４００１００５７５９）　代表者出町捷敏	北海道北斗市村山１６１番地１	本社営業所	北海道北斗市村山１６１番地１	R2.03.05	処分日車数５０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他５件	令和２年１月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３７条第１項）、（２）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）、（５）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）、（６）報告義務違反（道路運送法第９４条第１項）	5	5
2	有限会社富士バス（法人番号２４３００２０５７１５９）　代表者本間洋昭	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別１番地６１	本社営業所	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別１番地６１	R2.03.16	輸送施設の使用停止（１００日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他5件	令和元年１０月３０日及び令和元年１１月２０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第３項）、（３）日雇い運転者等の選任禁止違反（運輸規則第３６条第１項）、（４）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	10	10

貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
3	有限会社コスモ観光（法人番号４４５０００２００２１６０）代表者古田美智子	北海道旭川市永山８条１丁目３番１５号	本社営業所	北海道旭川市永山８条１丁目３番１５号	R2.03.16	輸送施設の使用停止（１６０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１０件	令和元年１０月３１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１１件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」第７条の２第１項）、（３）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第３項）、（４）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）、（６）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（７）日雇い運転者等の選任禁止違反（運輸規則第３６条第１項）（８）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（９）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（１０）定期点検整備の実施違反（運輸規則第４５条第１項第１号）、（１１）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）	16	16
4	有限会社栗山交通（法人番号４４３０００２０５０９４６）　代表者池渕伴昭	北海道夕張郡栗山町字旭台１番地７９	本社営業所	北海道夕張郡栗山町字旭台１番地７９	R2.03.16	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他３件	令和２年１月１５日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項）、（２）安全統括管理者の選任解任届出義務違反（法第２２条の２第５項）（３）運転者に対する指導監督の記録事項違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３８条第１項）、（４）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	6	6
	以下余白									